

報道関係者 各位

令和5年11月13日

【照会先】

秋田労働局職業安定部訓練課

課長 小笠原 洋行

地方人材育成
対策担当官 伊藤 昇子

電話 018-883-0006

「令和5年度第1回秋田県地域職業能力開発促進協議会」を開催します

秋田労働局は、秋田県との共催により、令和5年度第1回秋田県地域職業能力開発促進協議会（以下「協議会」という。）を下記のとおり開催いたしますのでお知らせします。

この協議会は、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の規定に基づき、秋田労働局と秋田県が令和4年10月に設置しました。

官民連携してリスキリング（学び直し）を広げる重要性が高まる中、地域の関係者に委員として参画いただき、地域内で実施されている職業訓練や人材育成支援の現状や今後の方向性等について協議を行います。

記

- 日時 令和5年11月17日（金）午後1時半～3時
- 場所 ANAクラウンプラザホテル秋田（5階・百合）
（秋田市中通2丁目6-1）
- 議題 （1）秋田県地域職業訓練実施計画（変更）について
（地域におけるリスキリングの推進事業関係）
（2）公的職業訓練効果検証報告（デジタル分野）について
（3）公的職業訓練の概要について
（4）公的職業訓練の実施状況と課題について
（5）次年度の職業訓練計画の方向性について
- 構成員 別添「秋田県地域職業能力開発促進協議会委員所属一覧」のとおり
- その他 会議冒頭の頭撮りに限り撮影可能（資料は報道関係者席へ配架）です

令和5年度 秋田県地域職業能力開発促進協議会委員所属一覧

(順不同)

No.	区 分	所 属	役 職
1	有識者	公立大学法人秋田県立大学	准 教 授
2	労使団体	秋田県商工会議所連合会	常 任 幹 事
3	労使団体	秋田県商工会連合会	専 務 理 事
4	労使団体	秋田県中小企業団体中央会	専 務 理 事
5	労使団体	一般社団法人秋田県経営者協会	専 務 理 事
6	労使団体	日本労働組合総連合会 秋田県連合会	事 務 局 長
7	教育訓練機関等	秋田県職業能力開発協会	専 務 理 事
8	教育訓練機関等	独立行政法人 高齢・障害・求職者 雇用支援機構秋田支部	支 部 長
9	教育訓練機関等	秋田県専修学校各種学校協会	事 務 局 長
10	教育訓練機関等	全国産業人能力開発団体連合会会員 株式会社ニチイ学館	秋 田 支 店 長
11	教育訓練機関等	秋田県産業労働部	部 長
12	教育訓練機関等	秋田県教育庁高校教育課	課 長
13	リカレント教育を行う大学等	秋田大学産学連携推進機構	機 構 長
14	民間職業紹介事業者	秋田銀行地域価値共創部	部 長
15	生活困窮者対応機関等	秋田県健康福祉部地域・家庭福祉課	課 長
16	労働局	秋田労働局	局 長

地域職業能力開発促進協議会

(令和4年10月施行)

国及び都道府県は、地域の関係者・関係機関を参集し、職業能力に関する有用な情報を共有し、地域の実情やニーズに即した公的職業訓練の設定・実施、職業訓練効果の把握・検証等を行う都道府県単位の協議会を組織する。

【構成員】

- ①都道府県労働局
- ②都道府県
- ③公共職業能力開発施設を設置する市町村
- ④職業訓練・教育訓練実施機関（専門学校・各種学校、高齢・障害・求職者雇用支援機構、リカレント教育実施大学等 等）
- ⑤労働者団体
- ⑥事業主団体
- ⑦職業紹介事業者（団体）又は特定募集情報等提供事業者（団体）
- ⑧学識経験者
- ⑨その他協議会が必要と認める者（例：デジタル分野の専門家、地方自治体の生活困窮者自立支援制度主管部局 等）

.....主催

地域職業能力開発促進協議会の協議事項

①人材ニーズを踏まえた訓練コースの設定

⇒ ニーズを踏まえた精度の高い訓練を実施

地域の人材ニーズや検証を踏まえた
「地域職業訓練実施計画」の策定

訓練コースの設定

「地域職業訓練実施
計画」と実績とのミ
スマッチの検証

職業訓練機関等

職業訓練の実施

将来的に必要なスキルも
含め、地域の詳細な人材ニ
ーズの把握

経済情報、労働市場情報、企業ニーズ等

キャリアコンサルティング、
その他の職業能力開発に関
する取組の共有

キャリアコンサルティング、リカレント教育等

②訓練効果の把握・検証（協議会の下でのワーキンググループで実施）

⇒ 個別コースの質の向上を促進

カリキュラ
ム等の改善

訓練効果の把握・検証

ヒアリング

修了者

採用企業

訓練機関